

令和3年 第10回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月26日（火）午後1時30分から午後2時38分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大拙 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫

4. 欠席委員 (1人)

委員	15番	澁江修身
----	-----	------

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 空き家に付属した農地の指定の解除について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 勉
参事	磯部高志
農地調整係	係長 川田優子
	主査 飯塚康夫
	主任 鈴木正寛
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和3年第10回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号15番 澁江修身委員の1名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は16名でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。

したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和3年第10回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号8番 新井 勉委員、議席番号9番 若田部明委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第7号までであります。

まず、議案第1号「空き家に付属した農地の指定の解除について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 空き家に付属した農地の指定の解除について、空き家に付属した農地の指定の解除について、意見を求めます。

令和3年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

両農地共に、〇年〇月〇日総会で「佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」に基づき、空き家に付属した農地に指定された後、〇月〇日総会で農地法第3条の許可を受けたものです。

この度、空き家に付属した農地の指定解除1番については〇年〇月〇日付け、2番については〇年〇月〇日付けで所有権移転の登記申請がなされ、許可内容通り登記が完了したことが登記記録により確認できたことから、「佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」第8条に基づき、指定の解除を求めるものです。本案件は、空き家に付属した農地に指定され、別段面積1aとなった農地を元の別段面積要件に戻すための指定解除であり、本指定解除によりまして空き家に付属した農地として農業委員会にて行う手続きが完了することになります。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、空き家に付属した農地の指定を解除することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、提案のとおり指定を解除することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条639番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.3km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台を所有しております。主な経営作物は、米麦及び野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は250日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条849番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第1種農地」のため、「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条850番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条851番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は「一時的な利用」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たし

ているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

5条852番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第1種
農地」のため、「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し、
一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっ
ており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

5条853番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種
農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」
です。立地基準は、「集落接続」に該当し、一般基準は、2番から11番
までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たし
ているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

5条854番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第3種
農地」のため、「原則許可できる」です。一般基準は、2番から11番ま
でを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たして
いるものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

5条855番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第1種
農地」のため、「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し、
一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっ
ており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

5条856番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種
農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」
です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番か
ら11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は
満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条857番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農用地ということで、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、「一時的な利用」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(若田部明委員 挙手)

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番
若田部委員

5条851番について質問いたします。申請地の地目が報告書だと全て〇〇になっていますが、議案書は〇〇となっております。記載が異なるのはなぜでしょうか。

事務局

回答いたします。議案書は登記簿上の地目、報告書は現況地目が記載されております。

9番
若田部委員

わかりました。

議長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号5条851番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会の意見聴取を行うこととし、5条851番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、5条851番については、転用に係る面

積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、5条851番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和3年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地489番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま

す。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明は妥当であると思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題

といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和3年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号農振除外85番及び87番について、調査班、お願いします。

調査班

農振除外85番について報告します。

「調査に係る意見」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「農用地以外」となります。

また、申出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元が困難であると思われれます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「非農地証明の見込みは、有り」と思われれます。

農振除外87番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、「公共性が高い事業」に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われれます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(大拙 孝委員 挙手)

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番
大拙委員

農振除外87番について質問いたします。最終的な権利関係はどのようになるのでしょうか。ガス供給業者の所有になるのでしょうか。

事務局

回答いたします。除外が行われた後、売買が行われるため、分筆が必要となります。当初計画していた事業地は今回編入の申出がされている86番ですが、その隣接する土地の所有者が境界の立会をしてくれず、分筆ができなかったため、事業の実行が困難となり、新たに87番の申出地で事業を行うこととなりました。

12番
大拙委員

最初の申請では、地権者との交渉が十分にされていなかったと言われても仕方ないですね。

事務局

当初は申出地も隣接する土地の所有者も今回の計画に同意していたのですが、途中で隣接する土地の所有者の考えが変わってしまい、同意が得られず、場所を変えることとなってしまいました。

12番
大拙委員

わかりました。

議長

これをもって質疑を終結します。お諮りいたします。議案第5号佐野農業振興地域整備計画の変更についての86番については、農用地区域への編入を問題なしとし、それ以外の案件については、農用地から除外された場合の転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

よって、議案第5号の変更については、86番については、農用地区域への編入を問題なしとし、それ以外の案件については、農用地から除外された場合の転用許可等の見込みの有無を有とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係 計423件のうち27件につきまして、出席委員のうち5名が議事参与の制限に該当します。それぞれの該当部分について、順次、議案を分割して質疑をさせていただきますので、ご了承願います。

はじめに、利用権設定関係の11番、81番、87番、111番、126番、213番、215番、217番、218番、261番、292番、294番、296番、299番、332番、336番、337番、341番、342番、344番について、議席番号12番 大拙 孝委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。大拙 孝委員の退室をお願いします。

(大拙 孝委員 退室14：26)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。11番、81番、87番、111番、126番、213番、215番、217番、218番、261番、292番、294番、296番、299番、332番、336番、337番、341番、342番、344番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって11番、81番、87番、111番、126番、213番、215番、217番、218番、261番、292番、294番、296番、299番、332番、336番、337番、341番、342番、344番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。大拙 孝委員の入室をお願いします。

(大拙 孝委員 入室14：27)

次に、利用権設定関係の71番、166番について、議席番号7番 小林秀男委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。小林秀男委員の退室をお願いします。

(小林秀男委員 退室 14 : 28)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。71番、166番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって71番、166番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。小林秀男委員の入室をお願いします。

(小林秀男委員 入室 14 : 29)

次に、利用権設定関係の221番、251番、256番について、議席番号8番 新井 勉委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。新井 勉委員の退室をお願いします。

(新井 勉委員 退室 14 : 30)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。221番、251番、256番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって221番、251番、256番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井 勉委員の入室をお願いします。

(新井 勉委員 入室 14 : 31)

次に、利用権設定関係の278番について、議席番号14番 川田恒夫委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。川田恒夫委員の退室をお願いします。

(川田恒夫委員 退室14:32)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。278番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって278番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田恒夫委員 入室14:33)

次に、利用権設定関係の361番について、議席番号10番 金子一郎委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。金子一郎委員の退室をお願いします。

(金子一郎委員 退室14:34)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。361番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって361番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。金子一郎委員の入室をお願いします。

(金子一郎委員 入室14:35)

続きまして、先に審議いたしました利用権設定関係の11番ほか26件以外の案件、及び、所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の11番ほか26件以外の案件、及び、所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の11番ほか26件以外の案件、及び、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和3年第10回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時38分閉会